

平成23年度予防行政のあり方に関する検討会において、下記の2点が特に論点に挙げられた。

- ・ 光警報装置の病院及び福祉施設への設置の必要性
- ・ 海外の設置事例を調査の必要性

海外(米、英、韓)の法令及び実在建物を調査



法令基準(米国、英国、韓国における光警報装置に係る法令基準等の翻訳)

法令については3ヶ国とも基準が定められており、一定の建物に対して設置を義務付け。

実地調査(米国、英国における実在建物の現地確認及びヒアリング調査)

用途		 米国	 英国
ホテル	共用部分	設置の必要がある。	設置の必要がある。
	客室部分	全室に対する一定割合の室数設置の必要がある。	設置の必要がある。
病院	共用部分	設置の必要がある。	設置の必要がある。
	病室部分	設置しなくてもよい(常時ナースステーション等から監視されており、避難誘導計画を定めているため)。	設置しなくてもよい(常時ナースステーション等から監視されてるため)。
福祉施設	共用部分	設置の必要がある。	設置の必要がある。
	個室部分	設置しなくてもよい(病院と同じ考え方に基づく)。	設置の必要がある。

海外における光警報装置の設置実態調査結果

ホテルにおける実在建物設置実態調査結果

現地確認及び建物関係者へのヒアリングを実施。

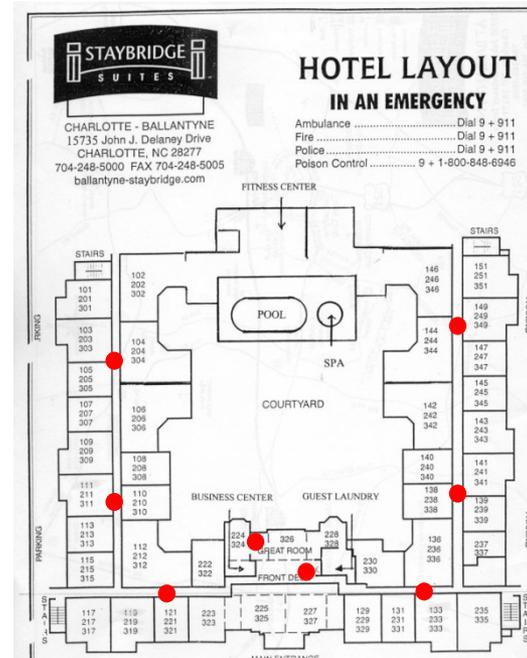


米国

名称	Staybridge Suites (ノースカロライナ州)
設置部分	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、受付、ロビー、待合室など共用部分全て ADA仕様客室(台所、居間、寝室、浴室)×7室 ※ 本来の要求室数は12室であり、改修工事を12ヶ月以内に完了予定。
非設置部分	一般客室



客室(浴室)の光警報装置



共用部分の光警報装置配置図(●印)



英国

名称	Aloft Excel London (ロンドン)
設置部分	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、レストラン、ロビー、ジム、会議室など共用部分全て 全客室(252室)の寝室 貸出用振動警報装置2台を常備
非設置部分	無し



客室(寝室)の光警報装置



発光部分

設置されている光警報装置



病院における実在建物の設置実態調査結果

現地確認及び建物関係者へのヒアリングを実施。



米国

名称	非公開
設置部分	廊下、受付、ロビー、待合室など共用部分全て
非設置部分	病室 ※ 火災発生時には従業員が聴覚障がい者の避難誘導を行う計画があるため。



外来患者施設の光警報装置

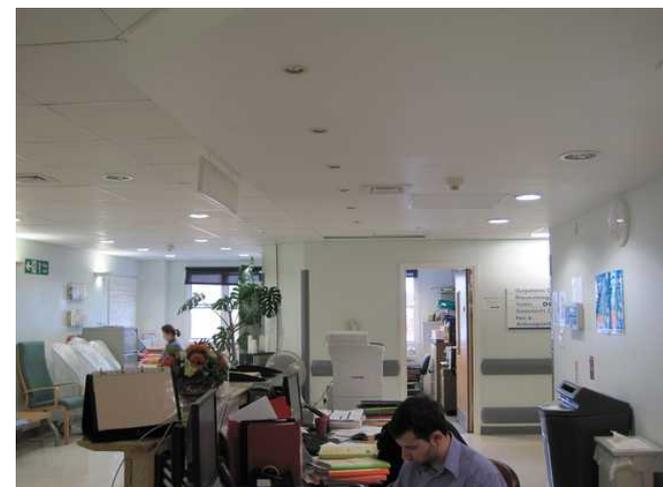


病室の外にある光警報装置



英国

名称	非公開
設置部分	機械室(騒音のため、音響警報装置の代替措置として設置) ※ 受付、ロビー、廊下、カフェテリア、トイレ等の共用部分及び事務所等の従業員専用部分には改修工事にあたって設置予定。 ※ 従業員専用部分への設置根拠は、雇用機会の平等を図るため。
非設置部分	全域(今後設置予定) ※ 病室部分は常時ナースステーション等から監視されているため設置しない予定。



光警報装置を設置予定の診察室前室

福祉施設における実在建物の設置実態調査結果

現地確認及び建物関係者へのヒアリングを実施。



米国

名称	非公開
設置部分	共用部分
非設置部分	個室 ※ 火災発生時には従業員が聴覚障がい者の避難誘導を行う計画があるため。



ナースステーション横の光警報装置



個室前廊下の光警報装置

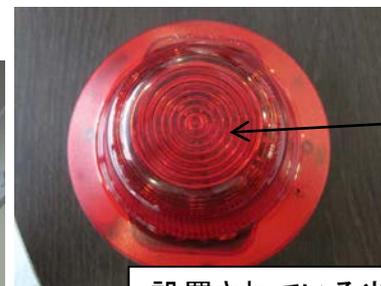


英国

名称	非公開 (ロンドン郊外)
設置部分	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、食堂、共用リビング、玄関 一部の個室(入所者の状態に応じる)
非設置部分	従業員専用部分、倉庫



施設入口の光警報装置



発光部分

設置されている光警報装置



海外における光警報装置の設置実態調査結果

実在建物の設置実態(その他)

現地確認を実施。



中国・瀋陽



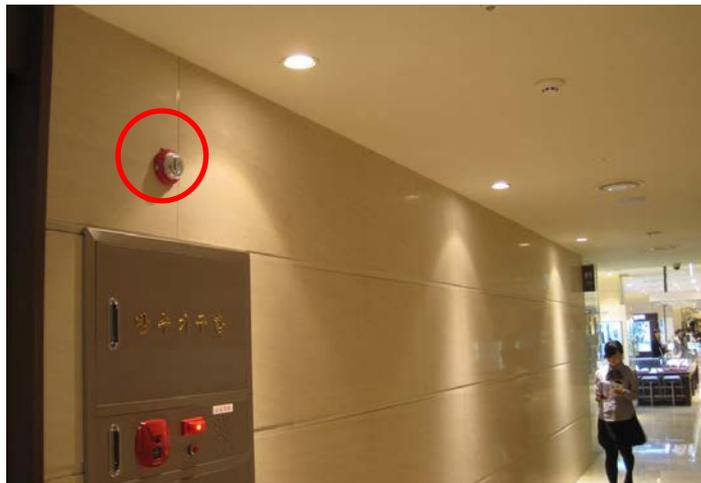
ホテル会議場ロビーの光警報装置



ホテルEVホールの光警報装置



韓国・ソウル



ロッテデパートショッピングモールの光警報装置



韓国・仁川



仁川国際空港ロビーの光警報装置

海外における光警報装置の基準

	 米 国	 英 国	 韓 国
根拠法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連邦法: Americans with Disabilities Act of 1990 (障がいを持つアメリカ人法) 2. 州法: 各州の建築基準や消防法等(例: IBC, ICC) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Equality Act 2010 (平等法) 2. Building Act 1984 (建築法) 3. Regulatory Reform Act 2001 (規制改革法)(火災安全命令) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令 2. 自動火災報知器の火災安全基準(NFSC203) 3. 光警報装置の性能試験技術基準
設置義務対象物	<p>ADAで定められる以下の(A)~(L)の計12カテゴリーのうち、州法(建築基準、消防法等)で火災警報器の設置を義務付けられている施設</p> <p>(A) 旅館、ホテル、モーテル、その他宿泊施設のうち5部屋以下のものと所有者が居住している場合を除く</p> <p>(B) レストラン、バー、その他飲食施設</p> <p>(C) ミニシアター、映画館、コンサートホール、スタジアム、その他娯楽施設</p> <p>(D) 公会堂、コンベンションセンター、講堂その他集会場</p> <p>(E) パン屋、雑貨品店、服飾店、ホームセンター、ショッピングセンターその他小売店</p> <p>(F) コインランドリー、ドライクリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、修理店、葬儀場、ガソリンスタンド、会計または弁護士事務所、薬局、保険代理店、ヘルスケア店その他サービス店</p> <p>(G) ターミナル、ステーションその他公共交通機関の駅</p> <p>(H) 博物館、図書館、ギャラリーその他展示場</p> <p>(I) 公園、動物園、遊園地その他レクリエーション施設</p> <p>(J) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、大学院その他教育施設</p> <p>(K) デイケアセンター、老人ホーム、ホームレスシェルター、フードバンク、養子縁組斡旋業者その他ソーシャルサービスセンター</p> <p>(L) 体育館、健康スパ、ボウリング場、ゴルフコースその他エクササイズレクリエーション施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅以外の建物(技術仕様書 B2) 2. 住宅以外のビル施設における宿泊施設(技術仕様書 M4.24) 3. 住宅以外の建物における衛生設備(トイレ、シャワー等)(技術仕様書 M 5.4) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近隣生活施設、医療施設、宿泊施設、レジャー施設、式場で延床面積600㎡以上 2. 文化及び集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、運動施設、業務施設、倉庫施設のうち物流ターミナル、発電施設で延床面積1,000㎡以上 3. 老弱者施設で延床面積400㎡以上 4. 教育研究施設のうち図書館で延床面積2,000㎡以上 5. 地下街のうち地下商店街

海外における光警報装置の設置実態調査結果

米国及び英国の病院・ホテル・福祉施設における光警報装置の基準

項目		 米 国	 英 国
ホ テ ル	設置基準	International Fire Code(IFC) International Building Code(IBC)(R-1)	技術仕様書 B2 技術仕様書 M 火災安全命令 (FSO)
	設置場所	公共及び共用部分 (IFC907.6.2.3.1) 従業員専用部分 (IFC 907.6.2.3.2) ※当初設置されなくとも、将来設置に備え、電源に20%の予備容量を確保する必要がある(他用途も同じ)。 寝室 (IFC907.6.2.3.3) ※全寝室数に対し、光警報装置の設置が必要な室数が定められている。	(他に適切な代替手段がない場合)一人または複数人の聴覚障がい者らが集まるような場所(技術仕様書 B2 1.34) 全ての寝室には、技術仕様書 Bの要求に加えて光による火災警報器が必要(技術仕様書M 4.24)
	免除される場所	非常口、エレベーター (IFC907.6.2.3)	
	技術基準	NFPA72, UL 1971	BS5839-1, BS8300, BS EN 54
	その他		
病 院	設置基準	IFC IBC(I-2)	技術仕様書 B2 技術仕様書 M 火災安全命令 (FSO) 病院施設用消防基準 (Fire Code; Health Technical Memorandum (HTM))
	設置場所	公共及び共用部分 (IFC907.6.2.3.1) 従業員専用部分 (IFC 907.6.2.3.2)	(他に適切な代替手段がない場合)一人または複数人の聴覚障がい者らが集まるような場所(技術仕様書 B2 1.34)
	免除される場所	非常口、エレベーター (IFC907.6.2.3)	
	技術基準	NFPA72, UL 1971	BS5839-1, BS8300, BS EN 54, HTM
	その他	クリティカルケア(急性・重症患者看護)エリア内では、音響警報装置に代わり、光警報装置の設置が認められる。(IFC907.6.2.1)	精神障がい者が在館する施設では、光警報を不適切に使用すると、患者が予測不能な反応を起こす可能性があるため注意が必要 (HTM 5.20)
福 祉 施 設	設置基準	IFC IBC (I-1)	技術仕様書 B2 技術仕様書 M 火災安全命令 (FSO)
	設置場所	公共及び共用部分 (IFC907.6.2.3.1) 従業員専用部分 (IFC 907.6.2.3.2)	(他に適切な代替手段がない場合)一人または複数人の聴覚障がい者らが集まるような場所(技術仕様書 B2 1.34)
	免除される場所	非常口、エレベーター (IFC907.6.2.3)	
	技術基準	NFPA72, UL 1971	BS5839-1, BS8300, BS EN 54
	その他		